



0031353-000

特242-804

関税の改廃と関係事業

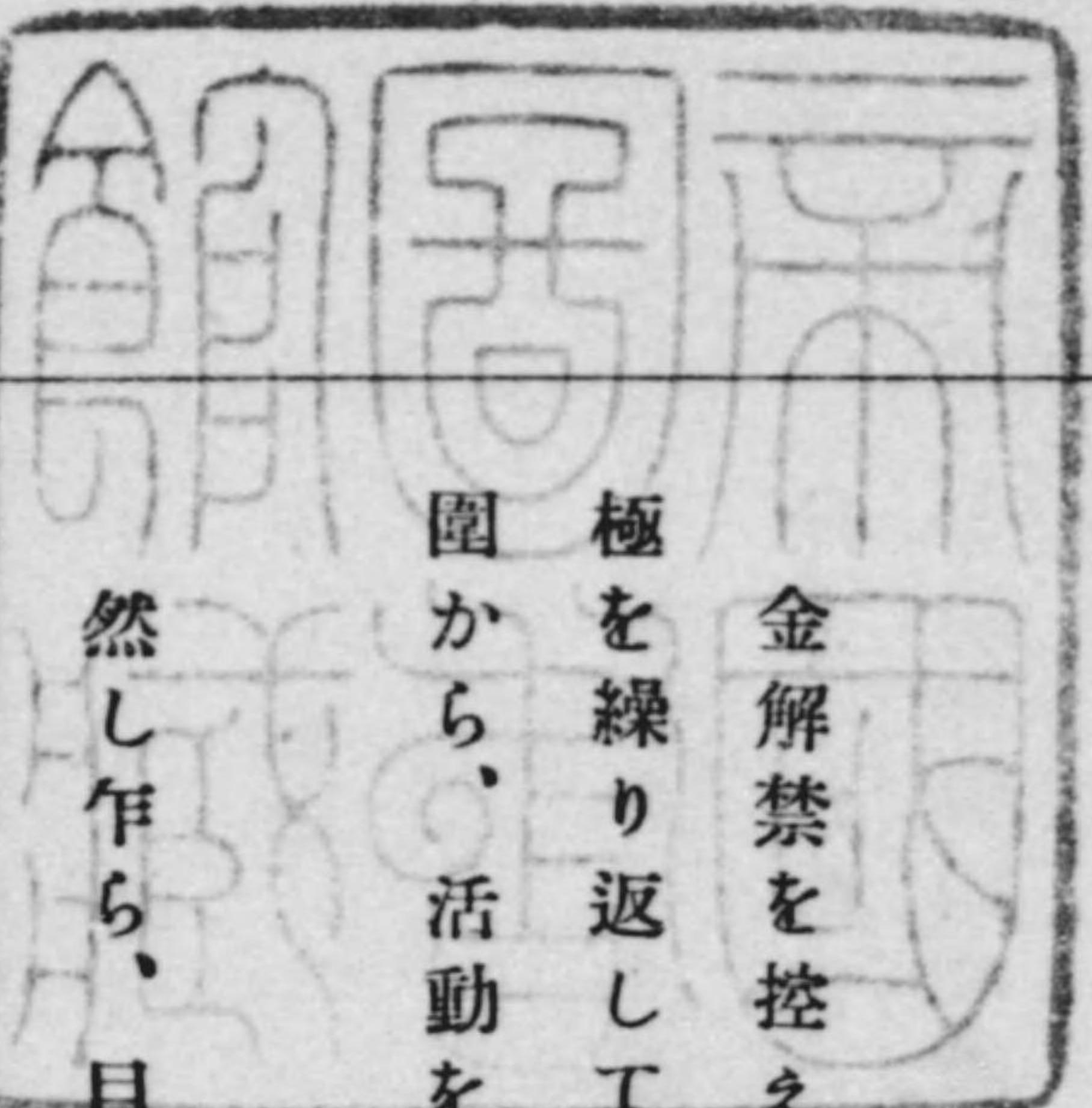
望月商店調査部・〔編〕

望月乙彦商店調査部

昭和4

AEB

特242
804



はしがき

發行所寄贈本

○
金解禁を控えて、證券界は殆んど動きを見せません。云はゞ沈滯の極を繰り返し居るのであつて、内に動く或る物を感じながらも、周囲から、活動を促進せしめる程にもなつて居ないやうであります。

○
然し乍ら、目下、關稅審議會で調査攻究されて居る關稅改正議は、下手をすると大いなる打撃が事業界に起るものであります。先づ只今までの處では、影響のあるやうな改廢は、行はれないであらうと考へられます。



而して關稅の改正は、證券界に對しては間接的なものであります。直接的には事業關係へのみ影響するものでありますから、中にはこれをして、無駄な調査結果を發表するものだと見らるる向もあらうかと存じます。

とは云へ、關稅の問題は其の賦課が直ちに事業の保護となり、又免除若くは輕減が、保護の中止となり緩和となる以上、かなり證券界とも深い關係にあるのであります。我々としては皆様と共に、その成り行きに深甚の注意を拂つて置かなければならぬと思ひます。

いよいよ歳末も餘す一ヶ月餘に切迫して参りましたが、依然財界は緊縮によつて、不動の姿にありますから、斯かる折にこそ、次に到るべき財界の活躍を期して待ち、それに善處せねばならぬであらうと存じます。此處に基本的な一問題として、關稅の改廢が如何に該事業に影響するかを調べた以所であります。

昭和四年十一月

望月乙彥商店

關稅の改廢と關係事業

目次

一、緒言	(一)
二、關稅審議會の成立と其の効果	(四)
三、通商自由の精神と運動	(八)
四、我が國の方針と政府の態度	(一一)
五、問題の關稅と當該工業	(一四)
1. 編糸關稅の輕減と紡績業	(一五)
2. 鐵鋼關稅の引上要望と染料保護	(一八)
3. 石油鋼管及びセメントの全廢方針	(二三)
4. 砂糖及び生糸關稅に對する兩様の意見	(二四)
5. 木材及び船舶關稅の引下論	(二九)
六、結論	(三二)

關稅の改廢と關係事業

一、緒　　言

關稅問題は經濟的であると同時に財政的であり、尙且つ政治的なるものであるから、是を根本的に考察すれば、かなり難しく論議せられると思ふが、それは兎に角として本稿に於ては現在我が國で改廢を問題とされて居る商品、並びにそれが如何に關係事業に影響するかと云ふ點を、經濟上から調べて見たいのであつて、聊かそれが説明を補足する意味に於て、財政上又は政治上の事項をも述べることにする。勿論何事にもあれ現代の如く複雑なる社會として、各種の事柄が非常に入り組んで、一の糸を引けば、三も五も八も十も或は甚だしく或は少く動くと云ふやうな時代としては、物事を簡単に一方面からのみ論ずることは出來ない。但しそれが抽象論を取扱ふ學者ならばそれでよく、出来るだけ事物を純

粹に觀察しなければならぬであらうが、我々は生きた經濟社會の事象を躍動して居るまゝの状態で見やうとするだけ、それを經濟的見地から考察するとしても、尙ほ政治的であり社會的であることを免れないものである。

抑も關稅なるものは、一國の政策として近代國家が外國との交易上に採つて居る處のものであつて、國民生活に重大なる關係を及ぼすから、何れも慎重に其の國の自然の狀態とか、國民の經濟生活上の狀況を基礎とし、一定の方針の下に於て實施して居る、其の目的とする點は、所謂收入關稅たる歲入を得やうとするものが其の一つであり、他の一つは、關稅の賦課によつて外國品の輸入を防遏し、内地品生產の保護を爲す、所謂保護關稅なるものである。而して此の收入關稅と保護關稅とは、其の本質を全く異にするもので、前者の關稅を賦課する商品は、全然國內にて生產の不可能な珈琲の如きもの、又は國內にて生產せられるとも、保護の必要なき酒類の如きものである。後者は特に申すまでもなく、國內に於ける生產を保護する必要があるので、其の種類は非常に廣汎で、現在の我が關稅

定率表に示さるゝものゝ内大部分がそれである、換言すれば内地産業の殆んど總てが、何等かの理由で保護せられて居る現狀である。故に關稅の保護によつて、漸く生產を繼續して居るが如きものも少くないのであるが、また最早關稅の保護を必要としないまで發達した産業もあるのであつて、此處に關稅の改革が問題となる譯である。

而も尙ほ、我が國にては近く金の輸出解禁を行はんとして居るが、金の輸出を禁止して居ることは、其の對外爲替相場をして低落せしめる結果を生ずるから、爲めに國內の生産品は輸入品に比して割安となり、恰度關稅の加重によつて保護を厚くされて居たと同様になつて居る、それが金の解禁によつて爲替相場が引返して來れば、輸入品が安價にては入ることになり、恰も關稅の保護が薄くなると云ふやうな結果を齎し、勢ひ産業の内には自立難を訴へるものも無きにしも非ずと云ふ風であるから、此點からも關稅の問題は現下慎重に考究しなければならぬものとなつて居るのである。

一一、關稅審議會の成立と効果

我が國關稅問題の成行きが、右の如くである處から、政府は關稅審議會なるものを起して、眞面目に關稅の改訂に就て諮問を爲し審議せしめつゝ在るが、其の諸問事項の第一號は「我國現行關稅率中には徒に過當なる保護を持續し又は既にその必要を失ひたるに拘らず尙これを改訂せざるものなきやこれに對する改正の方針如何」であり、第二號は「金輸出解禁に際し關稅政策上考慮すべき事項如何」と云ふ二項目であつた。そして同審議會の初總會に於て濱口首相は大體左の如く述べて、其の開催の理由を説明して居る。

我國現行の關稅には產業保護の政策に基いて設けられて居るもののが相當あるが、此の產業保護が果して適當に行はれて居るかどうか、國民生活に却て有害なる影響を與へて居るやうなことはないか、之等を根本的に調査考究する要がある。關稅率中徒らに過當なる保護を與へ、又は既に保護の必要を失ひたるに拘らず、これを改訂せざるも

のあるが如きは、決して國利民福に合致する所以ではない。尙政府は金輸出解禁と云ふ當面の重要な政策を控へて居るが、此の點からも關稅政策に關する根本方針として、保護政策の整理と云ふ事柄を考究する必要がある。

而して、此の審議會なるものは、從來存置せられてある關稅調査會が、關稅率に關する調査を目的とする常設機關であるに對し、關稅に關する重要事項を、此の際急速に審議するを目的とするもので、右記の諸問事項の如き、時局に深い關係のあるものは成案を急ぎ十一月一杯には審議を完了されたいと云ふて居るのである。評する者の中には新内閣が、民間有力者の意を迎へる爲めに各種の審議會を起した、その内の一つがこれでさして効果はあるまい、と云ふて居る者もあるが、現在までの處で新聞に現れた會の模様を見ると、關稅そのことは、民間委員の利害關係に直接的なものであるから、かなり熱心に眞面目に諸問事項に對する審議を進めて居るらしく、また一方民間當業者側にあつては、頗る其の成行を注視して、各自相當の運動を行ひ、自分等の産業に對し、關稅政策の方針が有利に

あるやう希望して居るから、兎に角効果の見るべきものも少なからぬであらう。否効果もさることながら、其の審議せられたる諮問への答申如何で、政府が動くと云ふのであるから其の結果が關係事業に影響することは少くないであらうと思ふ。

由來現内閣を組織して居る民政黨は、在野時代から、自由通商政策を高唱して居るので概言して關稅保護には反対の立場に在るものである。故に關稅審議會に對する、第一號諮問は、將に關稅廢減の意志を表示するものであると見られるから、自由通商主義の人々からは「頗る機宜に適した方法であつて、深刻なる世界的不景氣に直面して國際經濟の振興を策すべき唯一無二のものである」と云ふ風に謳歌せられつゝある。而して第二號諮問は之と反対に、何處となく、關稅加重の意味を含むものであつて、金の輸出を解禁すれば、相當事業上に打撃を受ける産業があるであらうから、それ等は關稅に依つて一應保護する必要はないか、保護關稅を高めてもよいではないかと云ふやうに解釋せられるのである。即ち第二號の諮問は第一號の諮問と主旨が矛盾する如く見られ、勢ひ自由通商主義の人達

からは、金解禁なるものを楯として、民政黨内閣は其の在來の主張に反する關稅保護を厚うし、一部事業家の歓心を買はんとするとの非難を受けて居り、他の半面新興工業其の他關稅による保護の加はることを望む事業家からは喜ばれ、各種の重課運動を起さしめて居るのである。斯様に相反する二つの諮問が爲されて居ることは、根本的な主義主張よりも、實際上の問題として之れを取扱はんとするものであるらしいと見られるのである。

されば政府の眞意が其點にありとすれば、審議會にて決議答申せられる處も略相像出來るのであつて、關稅の減廢を必要とする生産物のあと同時に、其の引上げを緊要とする生産品のあることをも考慮の内に入れなければならぬであらう。即ち政府としては自由通商主義にのみ因はれることなく、金解禁なる重大案件を解決する爲めには、關稅保護の加重も己むを得ないとするもののやうである。關稅審議會の効果なるものも其の邊にあるのであつて、或特殊なものには意外に關稅の引上による保護の程度が、加はるやうにならぬとも限らないと觀られるものがある。

三、通商自由の精神と運動

一國の産業政策を自由主義に依るべきか、保護主義に依るべきか、と云ふ議論は非常に古くから論議せられて居るが、今尚ほ解決せられず、常に新らしい問題の一つとして、世上に提出せられて居る。そして大體として理想的には自由主義を是認したがつて居り、國と國との經濟相互の長短相補ひ、相助け合ふと云ふ意味からも、關稅の如きものを設けることは面白くないとされては居るが、之れが國策として實際問題になると、到底此の自由主義を徹底的に採用するを得ない有様であつて、自由主義の祖國、英國に於てさへ最近では關稅の必要が認められるに及んで居る程で、何れの國も多かれ少なかれ保護の色彩を持つて居る。

然るに一面、近時國際的な共存共榮の運動が旺んとなつて居るが中にも、國際聯盟の如きは着々其の主義精神の下に、實際運動に從事して居るのであつて、過般も經濟委員會に

て、關稅障壁の撤廢に關し次の如き決議を爲したと報ぜられた。

聯盟各國は先づ今後二二ヶ年乃至三ヶ年間現行保護關稅を増加せず若くは新保護關稅或ひは其他通商貿易に對する新なる障壁を設けざることを協定すべく、且つ各國は凡ゆる實際的方法により各國の經濟關係を好轉せしむる目的をもつて豫備會議を開催することを提議す。

更に又國際商業會議所大會も巴里に於て開かれた最初の日に於て『歐洲關稅休止案』が提出され、世人の注意を惹ひて居る、それは『歐洲各國が一の關稅聯盟を形成し、歐洲各國間の貿易に關し、一般的最高關稅率を設け、加盟各國とも之を超過する關稅を外國品に課しないことを誓約し、而も加盟國に對して差別的待遇を與へてはならぬ、又歐洲以外の國との通商に關しては、最惠國條款を許容するとも各國別關稅を設定するとも自由である』とするもの、尙又關稅休止期間なるものを十年乃至二十年間とし、次第に關稅率を引下げて行き、最後に全廢しやうと云ふのである。

斯様に國際心の進むにつれて、關稅は減廢すべき性質のものであるとの自覺を呼び起しつゝあるが、關稅の弊害とさるゝ點は喋々述べるまでもなく周知の事柄である、併し之を簡単に掲げるならば次の如く云はれて居るのである。

一、關稅に依り保護せられた商品及び之を原料とする製品は其の價格を高め、従つて國民全般の生活程度を低下せしめる。

一、一般物價の平準を高め、經濟の回復と產業の振興とを阻害する。

一、保護關稅の必然的現象として、生産者は生産を制限し、賣價を協定して、結局國民生活を脅威する。

一、保護關稅は徒らに生産者の依頼心を助長し、獨立自尊の精神をぶらせ產業合理化を阻害することが甚だしい。

一、保護關稅はまた政治と結び付いて政治を腐敗せしめる。

四、我が國の方針と政府の態度

國際的なる通商自由の精神が、國際經濟會議に現れ、輸出入品防壓並に禁止法撤廢に關する國際條約となり、我が國でも御批准を奏請し、樞府御諮詢の手續を取り、此處に自由貿易條約の決定を見たのであるから、我が國の方針も自由通商にあると云ふことが出来る即ち過般臨時樞密院本會議に於て、天皇陛下親臨あらせられたる席上、審議した御諮詢案は左記の項目であつた。

一、一千九百二十七年ジュネーヴに於いて署名調印せられた輸入及輸出禁止並に制限の撤廢のために爲したる國際條約御批准の件

一、同附屬議定書御批准の件

一、同附屬最終議定書御批准の件

一、同附屬書宣言書御批准の件

一、一千九百二十八年ジュネーヴに於て署名調印せられたる右條約の補足協定御批准の件

一、同附屬議定書御批准の件

一、同附屬最終議定書御批准の件

一、附屬宣言書御批准の件

斯くて採決の結果、輸出入禁止制限撤廃の中、米及染料のみの制限と國際的紛争に關する條項とを留保することになつたのであるが、大體に通商上自由の精神は之を進めて行く譯であつて、此の點、我が國も大戰後世界各國が關稅の障壁を高くし、通商の自由を失して居たことの不合理を認めて國際觀念の下に總ての方針を確立しやうとするものである。但し米は我が國民の常食である爲め、又染料は今尙ほ保護の必要がある基礎工業であるため、此兩品目のみは除外して、條約を締結せんとして居るのである。

之に對する政府の態度は、樞密院精査委員會に於ける、當局者の説明が雄辯に物語つて

外相説明

居り、またそれが我が國の方針を定めるものであることは申すまでもない。即ち幣原外相は「戰後助長された各國の貨物に對する輸出入制限若くは禁止の弊がおびたゞしくなつて來たから、今回この條約によつてその弊害を除去せんとして、締結されたのである」と説明して居り、更に留保事項に就ては、次の如く述べて居るのである。

米の輸出入に對しては農村振興の關係等があり且つ國民の常食となつて居るものであるから、又染料に就ては國の基礎工業を爲すものであるから制限せねばならぬ場合があるので留保するのである。尙ほ國際紛争に關する留保は、國際紛議に對する我が國內裁判の適用を特に留保するもので、萬一の場合を慮つたものである。

然るに金解禁を前提とする關稅改正の主旨は、前述べた通り一時的とは云へ、通商自由の原則に反する引上方針にあるのであつて、其のことは關稅審議會特別委員會にて決せられる。但しそれも國內重要産業の衰減を救ふに役立つならば、誰か之を批難しやう、とは云へ、それに隨伴する幾多の弊害は、一時的の保護策として行つた事から、永く而も廣く

及ばねばよいがと識者から憂慮せられて居るのである。而して關稅審議會の特別委員會にて決定せられた、所謂武内案なるものは、期限付の輸入付加稅を課して、一時の苦痛を保護しやうとするもので、此の權限を政府に與へ簡単に之を行はしめやうとするのであつて其の諸問第二號答申案なるものは次の如くである。

我國の爲替相場は數年來引續き低落したるため、これによりて産業の發達したるものあるべく、然してその發生後日尙ほ淺きため金輸出解禁の曉に於て、輸入品の價格低落によりその産業が危害を蒙れる場合には政府は當該輸入品が有稅品たると無稅品たるとを問はず、相當の範圍内に於て一定の期限を付したる付加關稅を課するの權限を政府に對し附與するは尤も適當なる方策と認む依つてこれに關する法律案を次期議會に提案することを望む。

五、問題の關稅と當該工業

斯くの如き方針の下に於て、我が關稅審議會は着々調査を進めて居るが、諸問第一號に就ては、其の範圍が廣く、産業各自に關して詳細な研究をしなければならぬので、迅速には答申案の決定を見ないやうである。そして現に委員會にて決定したのは、綿糸關稅の輕減案で現在より三割五分方を減ずると云ふことである、又其他問題となつて居るものは、石油鋼管、洋灰に於ける撤廢、砂糖、生糸、木材、小麥粉の輕減、鐵鋼及染料の關稅引上等であつて、何れも當該産業の存立基礎並びに、それが關係各方面へ及ぶ影響に就て考察されつゝあるが、多く該商品の生産者は關稅の存置或は引上を希望し、その撤廢輕減に反対して居るが、該商品を取扱ふ商人側は撤廢輕減を望み、引上を喜ばないのであつて、一般國民が消費者たるの立場から、保護關稅に反対の態度を採り居ることは申すに及ばないことである。次に聊か問題となつて居る商品と、その産業自體との關係を調べて見やう。

1 綿糸關稅の輕減と紡績業

關稅審議會特別委員會にては、綿糸關稅に就て「現行率に比し約三割五分の輕減を爲す

但しミユールその他の綿織糸にして、日本内地にて製造出来ないもの、又は製造出来ても需要に比し供給過少なるものは關稅を撤廢する」と云ふことになつたのである。従つて之が紡績業に如何に影響するかと云ふことは考究に値する事柄である。

綿糸關稅撤廢の議論は、隨分古くからあつたので、往年法律案として議會に提出され、衆議院を通過し貴族院で審議未了に終つたことさへある。即ち綿糸は我が國民の日常必需品であると同時に、之を生産する紡績業は最早保護の必要がないまでになつて居ると云ふのである。殊に最近に於ては三品市場にて二十番手の品不足に依る、綿糸の不自然なる高値が現れる處から、機業者側から、綿糸關稅の撤廢運動が行はれただけども、紡績業者側は依然として撤廢に反対して來た。其の理由とする處を個條書として見るならば次の如くである。

一、支那が關稅自主権を確立したならば當然綿糸關稅を引上げ自國紡績の發達を保護し日本綿糸の對支輸出は困難を加へるだらうから、斯かる困難を前にして關稅撤廢を

行ふは不可である。

一、而も支那の紡績業は漸次發達して、現に三百六十六萬錠以上となり、綿糸の生産高も二百二十萬三千担に達し、我が現行關稅率の下にあつてさへ、爲替相場の如何によつては、我が關稅の障壁を越へて輸入されるから、今後の關稅率が輕減されるならば、必ず輸入高を増加して本邦の紡績業を脅威する。

一、深夜業廢止後尙ほ日は浅く、現在までの處にては、夏季の減産によつて生産過剰を免れたが、昨今既に生産の過剰を來す傾向にあり、その上金解禁斷行を控へて居るから、關稅の輕減は斯業にとつて打撃が少なからぬ。

一、紡績會社の利潤率は他種事業に比較して著しく高い如く云はれて居るが、事實は然らず聯合會加盟會社の平均配當率は拂込資本金に對して一割四分内外のみである。

一、從つて各會社深夜業廢止以來工賃高に悩んで居る有様で、大紡績會社の苦痛は左程でもないが、支那に工場を有して居らぬ中小紡績は、主として太糸の生産を行つて

居るから、關稅の輕減によつて二重の打撃を受けることになる。

一、又ミユールの關稅撤廢は現在では何等影響はないけれども、將來同工場が發表することを妨害するであらう。

斯くの如く述べて紡績業者は、此の關稅輕減案に反対して居り、其の云へる處を見ると此の三割五分の關稅輕減は非常な打撃であるやうに思はれるが、果して如何。我が紡績業としては支那の同業が發達することは關稅の關係を別にして問題である。我々の眼から見れば、今紡績業が、關稅の輕減によつて其の業績の上に大なる影響を受けやうとは考へられない。だから關稅を輕減するのが當然であると云ふのではないが、現行關稅の存置を希望する處から、紡績業者が多少とも輕減の打撃を過大に宣傳して居る嫌があると云へると考へられるのである。

2、鐵鋼關稅の引上希望と染料保護

關稅審議會に對する政府の第二號諮詢こそ、金の輸出解禁に依つて受ける影響を緩和し

て、其重要產業と見做さるものとの基礎を確立しやうとするにあるが、審議會にては之に對應する答申案として、期限付の關稅付加稅によつて保護すべく、關稅改正實施の權を政府に付與し、從來の如く一一法律案として議會の協賛を得るが如き煩雜極まる手數を省き簡略にしやうとして居るのであつて、現に此の種の產業として、右の答申案が實施せられるものは、第一に鐵鋼、第二に染料等が數へられて居る。就中鐵鋼業者は染料業者が黙々として保護の恩恵の下るのを待つて居ると反対に、實に喧しく之を論じて以て、極力關稅引上の實を得やうものと運動を怠らない。と云ふのも今や我が鐵鋼事業は、稍々自立の域に達しやうとして居るからで、染料事業が大戰後殆んど起つ能はざるに到つたに比し、一時非常な苦境に陥つたが、其の後着々として起ち上つて來た鐵鋼業は、國內の重要な事業として自給自足が出來るまでになつて居るから、今一息の努力で外國品に對抗することが可能であると云ふ意氣が持たれて居る爲めであるとも申される。兎に角鐵鋼業者は生産上の數字を明かに示して、金解禁後の苦痛を訴へ、適當なる關稅保護の程度を事ある毎に要

望して目的の貫徹に頗る熱心である。勿論審議會に於ける結果は、當業者の満足を得るものとはならないと考へられるのであるが、今當業者が金解禁によりて蒙ると稱しつゝある點は「金解禁の結果、外國爲替相場がバーに引返す時は、鋼材に於て順當り五圓、銑鐵二圓五十錢の値下りとなるから、此の程度の關稅引上が必要である」而して尙ほ關稅引上によつて鐵鋼の輸入を防遏することが出来るならば「内地の鐵鋼工業の一部は既に自給自足の域に近づいて居るから全般的の自給自足を期待するを得る」と云ひ、更に「大正九年より昭和二年に至る間の入超合計は一十九億五千七百萬圓であるが、其の期間の鐵、鋼材の輸入額は十四億九百萬圓で四十七パーセントに當る、又昭和三年に於ける入超二億二千四百萬圓に對して鐵、鋼材の輸入合計は一億四千九百萬圓と六十七パーセントに當る之に鐵を主材料とする機械其他の製品を加へると二年度の輸入額は二億五千萬圓となるから、鐵鋼材が内地に於て自給自足出来るならば、國際貸借の平衡を得ることが出来る」だから、關稅を相當引上げられたいと云ふて居る。但し金解禁に依る爲替の昂騰割合だけの引上げ

を要望する以外、根本的に生産費に依る關稅の改正を爲すべきであるとも唱へられつゝあるが、要するに目先の問題としては、金の解禁に依る爲替關係である。従つて審議會特別委員會にて決定した、期限と關稅付加稅とそれを賦課する權限を政府に付與するに到る結果は、鐵鋼關稅は當然幾らか付加されることになるのであつて、市價や今後の生産費の如何によつて、對外的に同事業の前途は決定せられる。とは云へ、關稅によつては一層保護せられることになるのである。其處で更に關稅審議會の第一號答申を見た當業者は次の如き希望を有するに及んで居ると傳へられる。

政府の裁量によつて決定される付加率に對し、米國及び加奈陀にて實施して居るやうな、最大限度を豫め規定すること、品目稅率の決定に當り官民合同の委員會を設置すること、其の委員は從來官吏、學者、貴衆兩院議員等に限られて居たが、今後は當業者及消費者の代表をも加へること。

輸入付加稅の設定案は精神に於て相異するも形に於ては不當廉賣防止の爲めの關稅改

正と同様になる、故に現在不當廉賣の取締に關する規定があるに拘らず、事實は實行難にあるから、その前徹を踏まないやうにせねばならぬ。

就中鐵鋼の如きは獨逸の國內相場は丸鋼に於て、頓百四十一馬克之を邦貨に換算して七十一圓、生産費は銑鐵を八十六馬克とし約五割増しの百三十馬克とすれば換算六十五圓見當となり、之等に三十志の運賃を加算して、内地鋼材値段八十五圓と比較すれば殆んど大差ないことになり、不當廉賣とはならぬらしい。又内地八十五圓の基準である外注六磅十志を解禁後の爲替相場に換算すれば八十四圓二十六錢となる、此の外注値段は大體が獨逸品でなく、ベルギー、ルクサンブルグ等輸出品値段であるから、獨逸の國內相場、生産費等からも結局付加税の決定と運用とは頗る面倒らしい。

と云はれて居るのであつて、それが如何に運用せられるかは問題であらう。兎に角期限付とは云へ付加税の權限を付與せられる政府の手にて之が課せられるとすれば、先づ鐵鋼業の金解禁から受ける打撃は相當大であると想像せられて居るものが大いに緩和せられる、

染料保護

否或る場合には影響薄となり事業會社には好影響を與へるものと見てよいであらう。

尙ほ染料に就ては、國際條約の御批准に當つても、米と共に除外されてある程で、何處までも保護を徹底せしめる方針らしいから、或は自立可能なだけの付加税が課せられるものと思はれる。

3 石油鋼管及びセメントの全廢方針

自由通商の精神から云つて、右の如き假令期限付の付加税的なものでも、關稅の重課となるやうな事柄は、國際的な觀點から、報復的な關稅重課を外國に行はしむる原因となるのであつて、此際綿糸に對する輕減、木材、船等の引下、又は問題となつて居なくとも、それ等のもの以外、全廢して差支ないものは、速かに全廢を爲すべきことを發表した方が當該事業にも影響がない以上、効果が多いと思はれる。現に關稅審議會特別委員會にても夫々の產業に就て、當事者及び商工省關係の人々、或は技術關係の人達にも意見を徵して居るが、大體に石油鋼管の關稅、現行率一割五分乃至一割八分に就ては、日本石油會社の

當事者、並びに商工省技師の意見を聽取した結果、全廢さるべき傾向にあるらしい。

又同じく全廢意向になつて居ると傳へられるものにポートランドセメントがある、之れは現行率每百斤につき三十錢となつて居るものであるが、何れも最早關稅の全廢は斯業に何等影響がないと認められるのである。

4 砂糖及生糸關稅に對する兩様の意見

砂糖に於いては、之れが國民の日常必要品である關係から、その關稅の撤廢は消費者側から云爲せられて居る。併し何分消費者には團體的勢力が今の處ないので、それが表面に運動的形式で現れることが少ない、たゞ糖商は團體的に輕減を望み、現に大阪の如き砂糖同業組合の名に於て撤廢運動を爲して居る。即ち製糖業者は糖業聯合會にて常に共同販賣の制度を設けたり、減產をなして以て市價の釣上を圖つたりして居る、今回の關稅問題の檻頭に就ても、關稅の必要は非常に少くなつて居るに拘らず、それが維持に努力して居るが、砂糖の消費に關する國民負擔の輕減を圖る目的で關稅を撤廢する必要があると云

ふので、それが運動を行つて居るのである。その内容は、砂糖關稅撤廢の外に、砂糖消費稅輕減、及び砂糖供給組合解散要求等である。此の運動は全國菓子商其他から成る、砂糖關稅撤廢期成同盟會の提案として、各方面へ運動を續けて居る。

而して糖業聯合會としては、砂糖關稅の改正、即ち輕減とか撤廢とかの議に對して、反對運動を爲して居る、その云へる處は「從來臺灣の產糖は多産を目標とし、自給自足に努力した、その結果は殆んどそれが實現されたが、生産費に於いては外糖殊に我が國と密接な關係にある瓜哇糖と太刀打ち出來ぬ状態である。然るに金の解禁は益々輸入外糖價を低廉にし事實上輸入關稅の引上げを要望したい位で引下げには絶對反対である云々」。

以上の二説があるが東京商業會議所に於ては、砂糖關稅撤廢期成同盟會の提案に對し關稅調査常設委員會にて左の如く決議して居る。

一、砂糖供給組合解散方の要望に就ては審議の必要を認めず當業者の自由に委すこと
一、砂糖消費稅輕減は政府の財源如何によるべきを以て、財源に餘裕あれば、それを

希望すべきもなほ研究の上政府に建議すること。

一、砂糖關稅撤廢問題は、昭和二年にそれが改正を實施してから一年しかその實績が判らず又金解禁問題を控へて居るので撤廢はその時期でないと認める事。

此の關稅は果して如何に改正されるであらうか・尙ほ豫斷は許されないけれども、若し輕減するやうになつたとしても撤廢でない限り、砂糖事業はたいして惡影響を受けるやうなことはあるまいと察せられる。

生糸に於ても砂糖と同じやうな現象が關稅問題を中心として起つて居る。即ち生糸の需要家側たる、日本輸出絹同業會とか織物中央會では、内地の生糸相場が高價で、織物とした場合採算不引合に陥るため、低廉な支那糸を輸入しやうと計畫して居る、然るに支那糸を輸入するに當つては、從價二割五分の關稅が賦課せられ、それが爲め當然不引合となるので、其の撤廢方を運動して居る。而して之に對し糸中央會にては夫れから受ける打撃を慮り、撤廢反対の理由を左の如く述べて居る。

日本にては内地向生糸の生産を目的とする多數の小製糸業があり、且つ輸出向生糸の生産を目的とする製糸業に於いても其の品質輸出向に適せぬものが相當ある。然し生糸輸入關稅を撤廢すれば、價額の低廉な支那生糸、殊に七里糸等が輸入されるため座縁り並に内地向機械生糸を壓迫して家内工業又は小製糸業を脅威する。又支那は銀貨本位國である事情から銀相場下落のため支那生糸割安となる場合、思惑輸入が行はれ内地市場を脅威する、而して我が製糸は大工業たるの基礎が未だ完全でなく生糸貿易市場の組織に於ても幾多の不備があるから、不自然な糸價の崩落を來し、糸價の維持を必要とする場合が少くない。斯様な場合外國生糸の輸入があるに於いては糸價維持の目的を律することが至難である。

更に輸入生糸を輸出織物の原料とする場合には現在免稅の途があり、たゞ手續きが煩雜である處から、織物業者は實に此の制度により外國生糸を利用し難い實情にある、然し當業者が手段を考究すること、例へば協同組合の如き手段により十分責任を負う

太宗として重要視されて居るから、關稅率を改正して輕減を圖るとしても、其の率は僅かで大いなる影響がある程ではあるまいとのことである。

5 木材及び船舶の關稅引下論

木材關稅に就ては、政友會の手にて第五十六議會に引上の提案があり通過成立し、民有林助成方策に伴ふ關稅政策とされたのであつたが、現内閣となつては民營林助成費を殆んど實行豫算で節減したので、徒らに木材關稅の引上のみが結果として残された。其處で最近に於ては各方面から關稅を從前の率にまで引下げられたいとの要望の聲が高く、殊に外國木材輸入業者は、取引上幾多の不便があるため、(一)米松と米柏の區別の必要はない、(二)米柏とノーブルフア類を區別するは不可能である、(三)資材と製材との稅率の矛盾、(四)都市製材工場の苦惱、(五)大中角類課稅の矛盾等に就て意見を發表し、關稅の改正引下方を希望して居る。

又海運振興の一つとして、船舶の輸入稅を撤廢すべきであるとの聲が船主間に強くなつ

て手續きの簡易を計ると同時に政府又努めて當業者の要望に副ふことを期する時は必ずしも輸入稅の撤廢を必要としない云々 尚ほ一般に信ぜられて居る支那生糸の推定產額及び輸出可能推定額を示せば左の通りである。

種類	產額(推定)	輸出(推定)
浙江省七里糸	七五千ヒコル	二〇千ヒコル
上海器械糸	五五	五三
廣東器械糸	六〇	五〇
四川山東湖北黃器械糸	一五	一五
同座繩糸	五五	一〇
合計	二六〇	一四八

右は大部分を我國に對して振向けられるものであるが、重に浙江省七里糸は羽二重用にして、廣東器械糸は縮緬其他特殊織物に適當であり、四川山東湖北黃器械糸は日本の黃糸代用に又座繩は我が玉糸の代用となる等夫々適當であると云はれて居るが、生糸は我が輸出の

て居る。即ち日本船主協會の船舶調節に關する特別委員會にても大體の意向がそれに決して、たゞ一部古船船主に反対の聲があるばかりである。但し造船業者としては造船の保護とか、新優秀船建造を獎勵せられつゝある點からも、この撤廢に反対の意志を表し、一層の保護助成を望んで居る。そして更に各國は如何なる方針に出で、居るかを調べて見ると、何れも自由主義的政策を探つて居ることが左の如く明かである。

	船舶輸入税	古船輸入禁止
英吉利	無税	ナシ
米國	無税	ナシ
獨逸	無税	ナシ
和蘭	無税	ナシ
ノルエー	無税	ナシ
佛蘭西	無税	ナシ
伊太利	但快遊船一割五分	ナシ
	無税	ナシ

而して、右述べた如く木材關稅の引下は實施せられるらしいが、船舶の輸入税は造船業保護の見地から到底撤廢せられるやうなことはない模様である。

六、結論

關稅政策に關しては根本的に之が賛成するものと反対するものとあるが、我々の考へる處に依ると、全然自由主義とすることは實際上出來難いことであり、と云つても關稅保護の餘りに重いためには幾多の弊害を齎すものであるから、生産業の個々によつて適當に兩者を鹽梅して用ひることをよしとするであらう。勿論一國の方針としては理想的なる關稅の障壁撤廢にあるのであつて、政府や樞密院が國際聯盟の決議に順應せんとする點は喜ぶべく、尙ほ保護を必要とするものは存續し、時々實際の產業狀態に就て關稅の改正を行ひ外國の事情をも參照して、復仇的な關稅重加をも避けるやうにせねばならぬと考へる。米國大統領フーバー氏は臨時議會に於て左の如く述べた。

我が國の關稅率の改正に際しては、我が國全體の利害、特に我が對外貿易關係を考慮中に入れる事を忘れてはならない。而して輸入減の目的のために、萬一輸出減の額の方が大となるやうな保護關稅政策をとるが如き事があらば、それは明かに不賢明なる策となさざるを得ない云々

此の言は誠に今關稅の改正を行はんとして我が審議會が調査研究を爲して居る日に際し、大いに關係者の味はうべきものであらうと思ふ。

要するに關稅政策は、一方通商の自由の精神に基き、内地産業に影響薄きものを此際減廢稅し、金解禁によつて打撃を受ける惧れあるものは之を引上げるとするらしい。尙且改正を論議されて居る商品も多いが大體に商人側は減廢論が多く、生産者側は厚く保護されることを望んで居る次第である。然し乍ら以上概略述べた通り、其の改正は大して我が産業には響くべき程のことではあるまいと思はれる。従つて又之れに依る事業界の大動搖の如きは殆んどないであらうと見られるのである。

望月商店調査叢書

- (1) 我が財界はどう動くか
昭和二年二月廿五日發行
- (2) 注目すべき運送業の將來
昭和二年四月十五日發行
- (3) 我が財界は如何に整理されたか
昭和二年五月廿七日發行
- (4) 對外爲替の變動と景氣の消長
昭和二年七月五日發行
- (5) 證券利廻りの研究
昭和二年八月廿八日發行
- (6) 官業性に富む民業の中から
一、電 氣 事 業
昭和二年十月十日發行
- (7) 國際收支はどうなるか
昭和二年十一月廿日發行
- (8) 昭和二年財界小史
昭和二年十二月廿五日發行
- (9) 日本銀行統制力の問題
昭和三年二月廿五日發行
- (10) 金輸出解禁問題に就て
昭和三年四月廿一日發行
- (11) 會社合併上の評價計算と株價の算定
昭和三年六月八日發行
- (12) 金利低下の諸作用
昭和三年七月十三日發行
- (13) 各種事業生産制限の推移
昭和三年九月十三日發行

326

138

- (14) 我國紡績事業の現在及び將來 昭和三年十一月一日發行
(15) 紡績會社の比較研究 昭和三年十二月三日發行
(16) 昭和三年財界小史 昭和三年十二月三日發行
(17) 低金利と證券利廻の考察 昭和四年二月十四日發行
(18) 在外正貨の激減と其の影響 昭和四年四月六日發行
(19) 國債の今後と整理問題 昭和四年五月十六日發行
(20) 利廻り昂上せる優良株 昭和四年七月三日發行
(21) 轉換期にある財界の動向 昭和四年十月十二日發行
(22) 關稅の改廢と關係事業 昭和四年十一月十五日發行

昭和四年十一月十三日印刷 (定價金二十錢)
編輯人兼 望月孝
東京市日本橋區坂本町一〇
印刷所 鈴木印刷所
東京市日本橋區兜町五番地
茅場町(66)二二五六五番
電話茅場町(66)二二五六六番
自二七一至二七五番
六六六番

發行所 望月乙彥商店調查部
電話茅場町(66)～
電信「發信」「モ」又ハ「モチ」
略號「受信」「トウケイサシマル」

